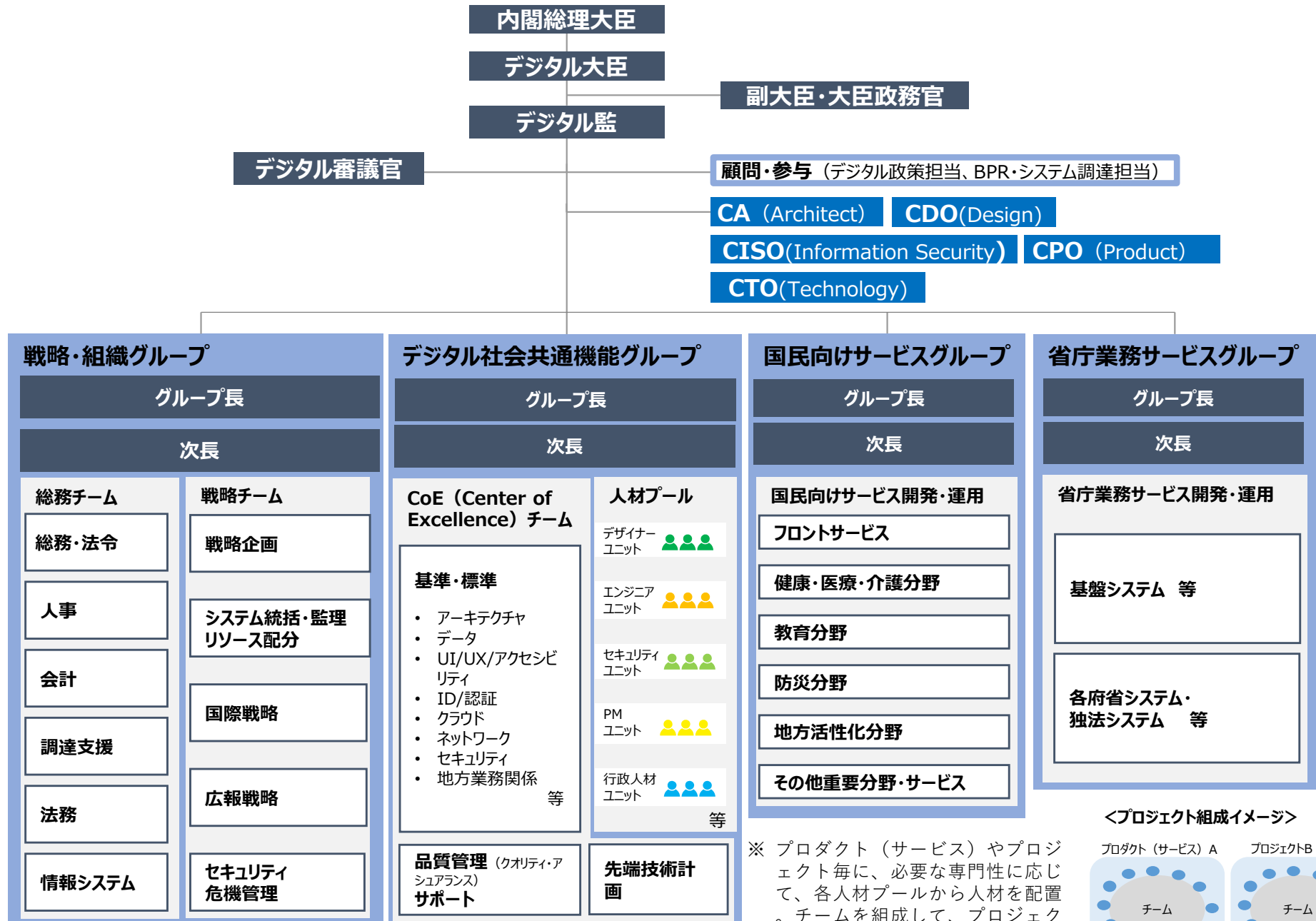


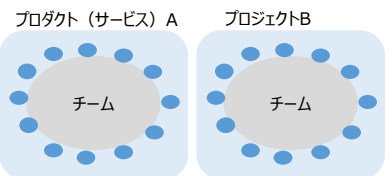
新たな推進体制について

デジタル庁

デジタル庁の組織体制



＜プロジェクト組成イメージ＞



※ プロダクト (サービス) やプロジェクト毎に、必要な専門性に応じて、各人材プールから人材を配置して、チームを組成して、プロジェクトベースで業務を行う。

新たな推進体制について (R3.9.1以降)

デジタル社会推進会議

設置根拠：デジタル庁設置法第14条及び第15条
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、デジタル大臣
構成員：各府省の大臣等

デジタル社会の形成のための施策を推進

デジタル社会推進会議幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定
議長：デジタル監
構成員：各府省の官房長級

デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等

副幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議幹事会決定
議長：デジタル庁統括官（戦略・組織担当）
構成員：各府省の審議官級

総合的な検討（重点計画等）

デジタル社会構想会議

設置根拠：デジタル大臣決定
構成員：有識者

個別テーマの検討

データ戦略 推進WG

設置根拠：デジタル社会推進会議
議長決定
議長：総理大臣補佐官
構成員：有識者
行政機関職員

マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

設置根拠：デジタル大臣決定
議長：デジタル審議官
構成員：有識者
行政機関職員

※その他、必要に応じ、随時会議体を設置。

（例えば、港湾や道路交通(ITS)分野については、旧体制下で、有識者や関係省庁からなる会議を開催して施策を推進しており、引き続き開催する方向。）